

2015-2016 年度
プログラム委員会
小欲知足

～今年度の委員会の方針～

今日、国は、国民的課題である人口減少と地域経済の縮小を克服して、将来人口一億人維持を目指そうと国を挙げて取り組んでいます。

そのような世の中の流れに乗り、戦略コンセプトである“まち・ひと・しごと創生”を卓話・炉辺会議のテーマとさせていただきます。宜しくお願いします。

国は、“まち・ひと・しごと創生本部”を立ち上げ、別紙のように総合戦略をまとめ、“人口減少・地域経済の縮小の克服”に取り組み、この戦略を国民に大いに利用・実践してもらい、何としてでも成果を挙げてゆきたいと考えています。

会員諸兄が職場や社会活動あるいは、家庭やテレビで見たり聞いたりしたこと、また体験したり自ら取り組んだことを卓話・炉辺会議・例会で大いにお話下さい。

尚、“まち・ひと・しごと創生”の説明資料は、早々にお渡し出来るように用意いたしますので、事務局へお越し下さい。

平成 27 年 7 月 7 日

プログラム委員長
北野 勝彦 拝



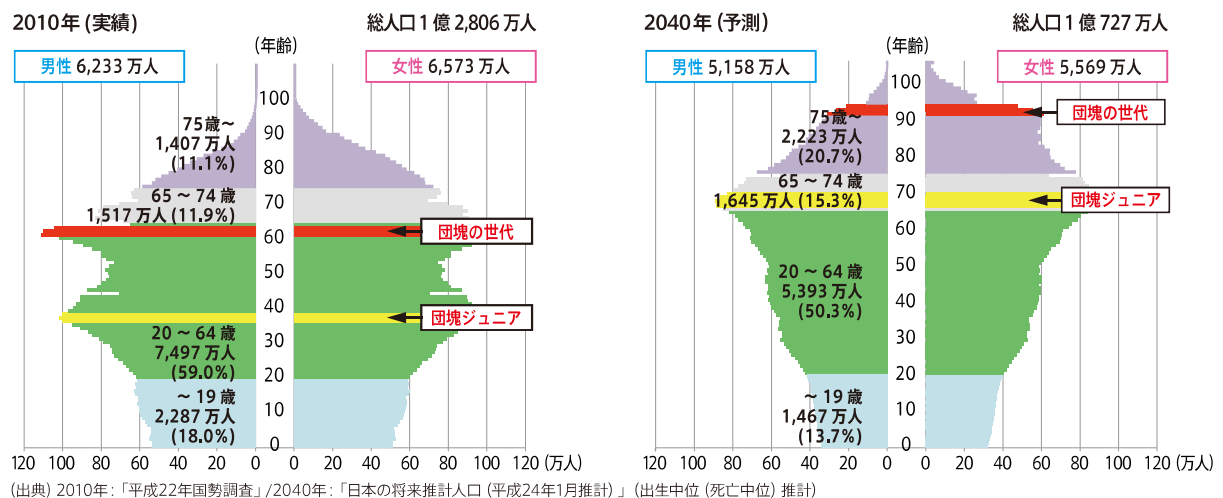
まち・ひと・しごと創生 「長期ビジョン」「総合戦略」

まち・ひと・しごと創生とは

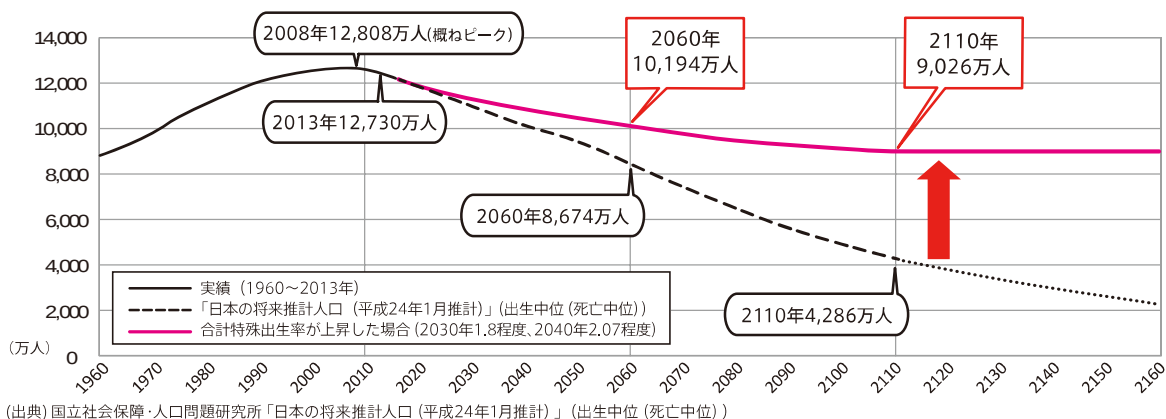
(1) まち・ひと・しごと創生が目指すもの

- 2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
- 人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。
- 国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。
- まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す。

人口ピラミッドの変化



我が国の人口の推移と長期的な見通し



(2) なぜ、まち・ひと・しごと創生か

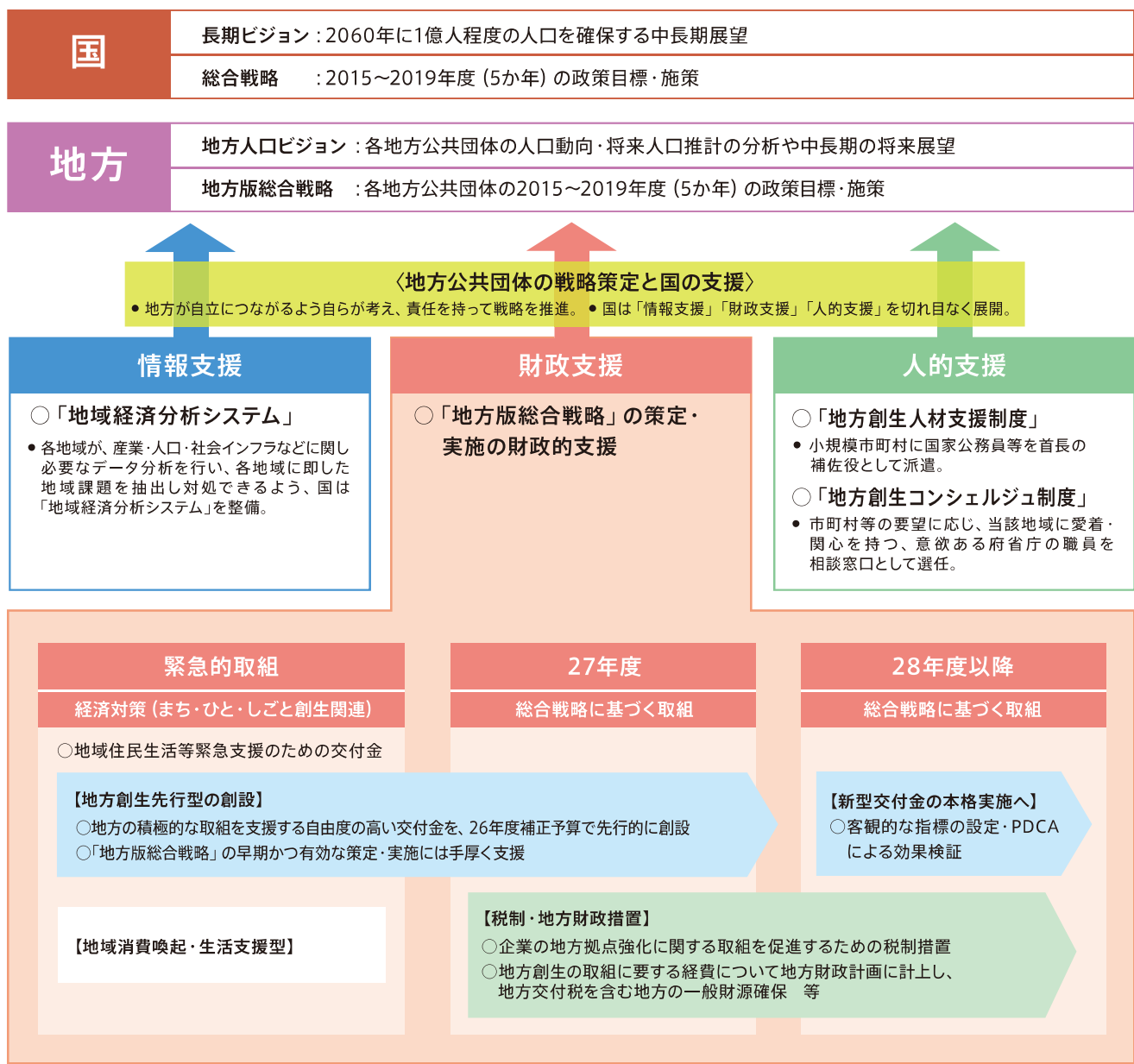
- 人口減少問題は地域によって状況や原因が異なる。
- 大都市における超低出生率・地方における都市への人口流出+低出生率が日本全体の人口減少につながっている。
- 東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・子育て希望を実現することにより人口減少を克服。
- 地域特性に応じた処方せんが必要。

人口移動(若年層中心)



(出典) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元氣戦略」より

(3) 地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



(4) 「地方人口ビジョン」・「地方版総合戦略」策定のポイント

- すべての都道府県及び市町村は、平成27年度中に「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定に努める。
- 地域経済分析システム（ビッグデータ）等を活用し、地域特性を把握した効果的な政策立案。
- 明確な目標とKPI^{※1}（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクル^{※2}による効果検証・改善。
- 地方公共団体を含め、産官学金労^{※3}、女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力・参画を促す。
- 地方議会も策定や検証に積極的に関与。
- 各々の地域での自律的な取組と地域間連携の推進。

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略（2013年6月）でも設定されている。

※2 PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

※3（産）産業界、（官）地方公共団体や国の関係機関、（学）大学等の高等教育機関、（金）金融機関、（労）労働団体、（言）メディア。

長期ビジョン・総合戦略

長期ビジョン

人口問題に対する基本認識

「人口減少時代」の到来

今後の基本的視点

- 3つの基本的視点 ①「東京一極集中」の是正 ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要

目指すべき将来の方向

将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- 人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度に維持される。

地方創生がもたらす日本社会の姿

◎地方創生が目指す方向

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

総合戦略

基本的な考え方

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごととの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

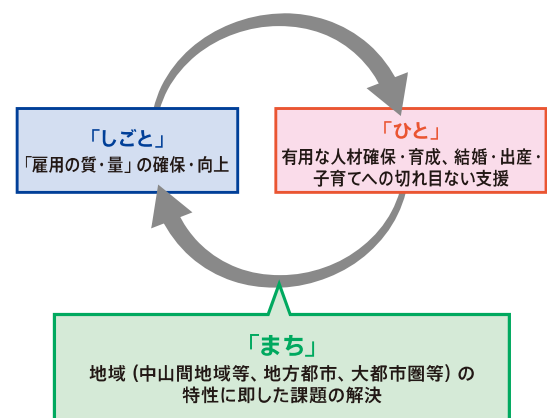
①政策5原則

従来の施策（縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的）の検証を踏まえ、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開。

②国と地方の取組体制とPDCAの整備

国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則としたKPIで検証・改善する仕組みを確立。

「しごと」と「ひと」の好循環、
それを支える「まち」の活性化



今後の施策の方向

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

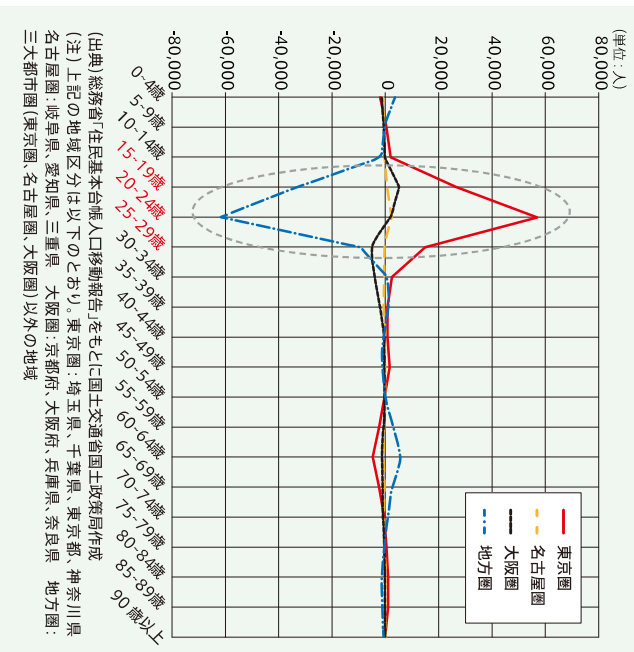
国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

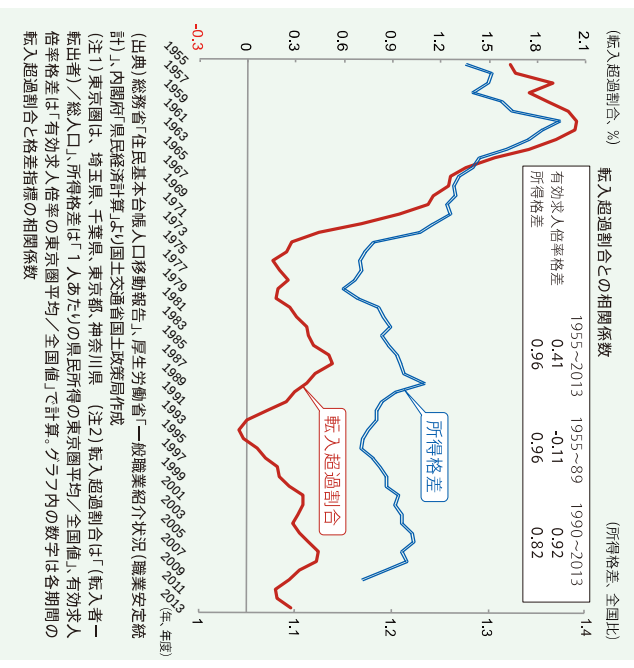
現状・課題

- 2013年の転入超過数の状況を見ると、東京圏では10万人の転入超過となっており、その大半は10代後半～20代の若者
- 東京圏への人口移動は、経済・雇用情勢の格差が影響しており、地方における雇用創出が東京一極集中是正につながる

年齢別転入超過数の状況 (2013年)



東京圏への人口移動と所得格差・有効求人倍率格差の推移



基本目標

地方において若者向けの雇用をつくる。2020年までの5年間で30万人分

- 若い世代における正規雇用労働者の割合の向上。 ●女性の就業率の向上。

主な重要業績評価指標 (KPI)

- 対日直接投資残高を倍増(18兆円→35兆円) ●サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大(平均0.8%→2.0%)
- 雇用型在宅テレワークを全労働者数の10%以上に増加

政策パッケージ

地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- 地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- 地域の産官学金労言が連携した総合戦略推進組織の整備
- 地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

- 包括的創業支援
- 地域を担う中核企業支援
- 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- 外国企業の地方への対内直接投資の促進
- 産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

ICT等の利活用による地域の活性化

- ICTの利活用による地域の活性化
- 異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

地域産業の競争力強化(分野別取組)

- サービス産業の活性化・付加価値向上
- 農林水産業の成長産業化
- 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- 分散型エネルギーの推進

地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- 若者人材等の還流及び育成・定着支援
- 「プロフェッショナル人材」の地方還流
- 地域における女性の活躍推進
- 新規就農・就業者への総合的支援
- 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

現状・課題

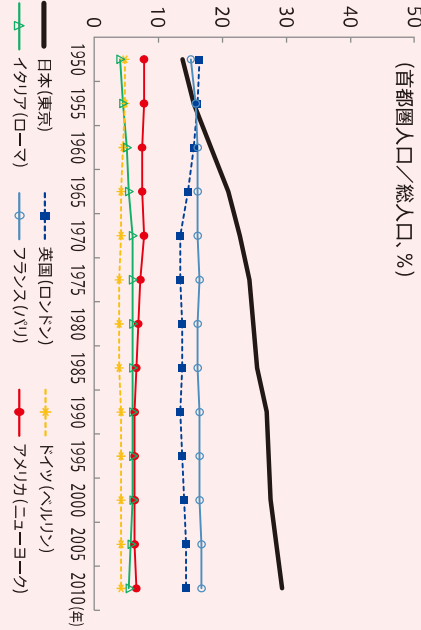
- 人口流入によって東京圏に人口が集中 ○国際的に見ても首都圏への人口集中の割合が高く、さらに上昇傾向にある
- 地方は人口減少の著しい地域が発生する見込み

住民基本台帳転出入超過数



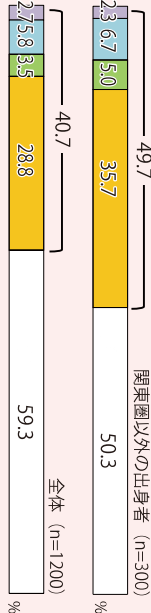
(出典)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(2010年～2013年)」
(注)東京圏は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、奈良県の合計、大阪圏は大阪府、兵庫県、京都府、奈良県の合計

首都圏への人口集中・欧米諸国との比較



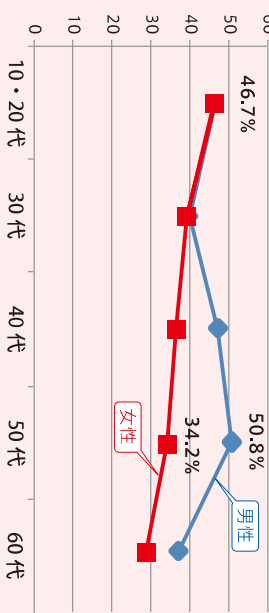
(出典)国土交通省国土政策局「国土のランドデザイン2050」(平成26年7月4日)の関連資料

東京在住者の移住希望調査(2014年8月)



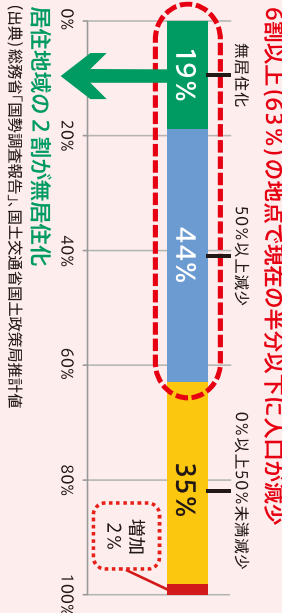
(出典)内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」(2014年8月)

年代別の移住希望者の割合



(出典)内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」

人口増減割合別の地点数(2010年→2050年)



(出典)総務省「国勢調査報告」国土交通省国土政策局推計値

基本目標

現状で年間10万人超の東京圏への人口流入に歯止めをかけ、東京圏と地方の人口の転出入を均衡させる

●2020年までに、東京圏から地方への転出を4万人増加。 ●2020年までに、地方から東京圏への転入を6万人減少。

主な重要業績評価指標(KPI)

- 年間移住あっせん件数11,000件 ●企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加
- 新規卒者の県内就職割合を平均80%

政策パッケージ

地方移住の推進

- ◎地方移住希望者への支援体制
- ◎地方居住の本格推進
- ◎「日本版CCRC」の検討
- ◎「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

企業の地方拠点強化、

- 企業等における地方採用・就労の拡大
- ◎企業の地方拠点強化等
- ◎政府関係機関の地方移転
- ◎遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

地方大学等創生5か年戦略

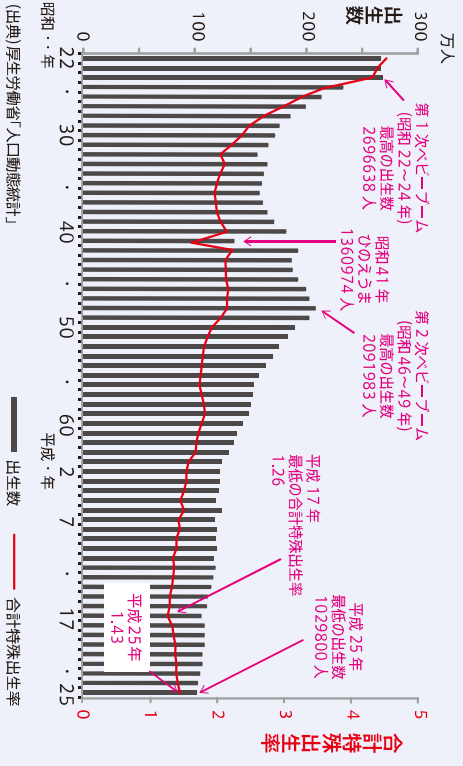
- ◎知の拠点としての地方大学強化プラン
- ◎地元学生定着促進プラン
- ◎地域人材育成プラン

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

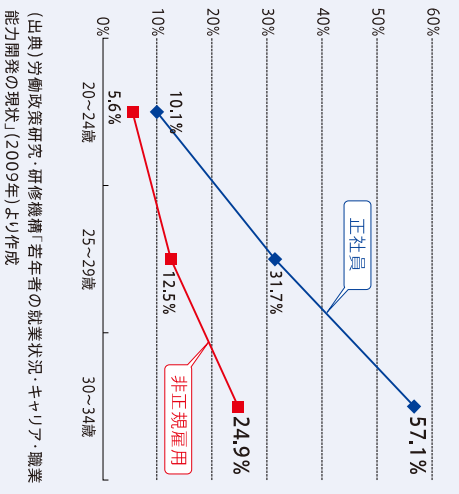
現状・課題

- 出生数は大きく減少 ○就労形態（非正規雇用等）は配偶者の有無の割合に大きく影響
- 未婚者の結婚意思は、9割程度の高い水準・理想の子どもの数も2名以上。一方、合計特殊出生率は1.43となっており、理想と現実のギャップが存在

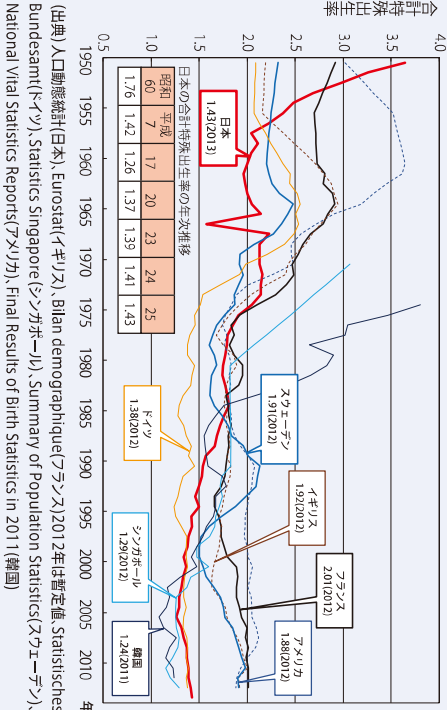
日本の出生数・出生率推移



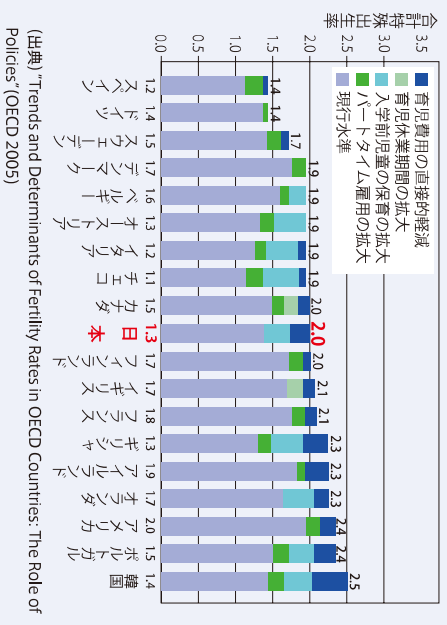
就労形態別配偶者のいる割合（男性）



諸外国の合計特殊出生率の動向



各種政策を実行した場合の合計特殊出生率への影響



若い世代が、安心して結婚・妊娠・子育てできるようにする

基本目標

- 第1子出産前後の女性の継続就業率の向上。 ●結婚希望実績指標の向上。 ●夫婦子ども数予定実績指標の向上。

主な重要業績評価指標(KPI)

- 若者(20～34歳)の就業率を78%に向上 ●支援ニーズの高い妊産婦への支援実施割合100%
- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上

政策パッケージ

若い世代の経済的安定

- ◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

子ども・子育て支援の充実

- ◎子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- ◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)
- ◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

基本目標④

時代に合った地域をつくり、安全なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

現状・課題

- 中山間地域・地方都市における人口減少に伴う生活サービス提供等、地域の維持・活性化への対応
- 大都市における高齢化・単身化による医療・介護ニーズの拡大への対応
- 老朽インフラ、空き家対応などストック対策 ○コミュニティ、ふるさとづくりへの対応

基本目標

「小さな拠点」の整備や「地域連携」の推進

主な重要業績評価指標(KPI)

- 「小さな拠点」の形成数(具体的数値は「地方版総合戦略」を踏まえ設定)
- 立地適正化計画を作成する市町村数150 ●定住自立圏の協定締結等圏域数140

政策パッケージ

中山間地域等における

「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

- 「小さな拠点」の形成
- 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

地方都市における経済・生活圏の形成

- 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策/パッケージの策定

大都市圏における安心な暮らしの確保

- 大都市圏における医療・介護問題への対応
- 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

地域連携による経済・生活圏の形成

- 「連携中核都市圏」の形成
- 定住自立圏の形成の促進

住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

ふるさとづくりの推進

- 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

国家戦略特区制度との連携

- 国家戦略特区法改正
- 「地方創生特区」の指定

税制

- 地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- 地方創生に資する国家戦略特区での特例
- 地方における企業拠点の強化の促進
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- 子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

社会保障制度

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行
- 医療保険制度改革
- 地域医療構想の策定
- 地域包括ケアシステムの構築

地方分権

- 「提案募集方式」による改革推進等

地方財政

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるよう措置

その他の財政的支援の仕組み(新型交付金)

- 地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ、自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための財政的支援

規制改革

- 「空きキャパシティ」の再生・利用
- 地域における道路空間の有効活用の促進
- 地方版規制改革会議の設置

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 【電話】03-5253-2111 (代表)

【URL】 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/> 詳細はホームページをご覧ください。



政府広報 | 内閣官房

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 (第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生 総合戦略（閣議決定） (第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国

国の長期ビジョン:2060 年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015～2019 年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015～2019 年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

人的支援

＜地方公共団体の戦略策定と国の支援＞

- ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
- ・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

財政支援

○「地域経済分析システム」

- ・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対応できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

○「地方創生人材支援制度」

- ・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

- ・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援

緊急的取組

27年度

28年度以降

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26 年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例: UIJターン助成金、創業支援、販路開拓など。

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:
プレミアム付商品券
低所得者等向け灯油等購入助成
ふるさと名物商品・旅行券 等

総合戦略に基づく取組

- 国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
- 地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

税制・地方財政措置

- 企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
- 地方創生の取組に要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等

総合戦略に基づく取組

○総合戦略の更なる進展

新型交付金の本格実施へ

- 地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
- 客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

※PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

総合戦略(2015~2019 年度の5か年)

中長期展望(2060 年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060 年に1億人程度の人口を確保

◆人口減少の歯止め

・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050 年代に実質

GDP
成長率 1.5~2%程度維持

(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020 年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020 年までの5年間で 30 万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020 年までに全ての世代と同水準
(15~34 歳の割合:92.2%(2013 年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013 年))
- ◆女性の就業率 2020 年までに 73%
(2013 年 69.5%)

地方への新しいひとの流れをつくる

現状:東京圏年間 10 万人入超

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020 年)
 - ・地方→東京圏転入 6万人減
 - ・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合
40%以上(2013 年度 19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010 年 38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010 年 68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010 年 93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
- ※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

農林水産業の成長産業化

6次産業市場 10 兆円:就業者数5万人創出

訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013 年
1.4 兆円):雇業者数8万人創出

地域の中核企業、中核企業候補 1,000 社
支援:雇業者数8万人創出

地方移住の推進

:年間移住あっせん件数 11,000 件

企業の地方拠点強化

:拠点強化件数 7,500 件、雇業者数4万人増

地方大学等活性化:自県大学進学者割合平均
36%(2013 年度 32.9%)

若い世代の経済的安定:若者就業率 78%
(2013 年 75.4%)

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施
100%

ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児
休業取得率 13%(2013 年 2.03%)

「小さな拠点」の形成

:「小さな拠点」形成数

定住自立圏の形成促進:協定締結等圏域
数 140 圏域(2014 年 4 月時点 79 圏域)

既存ストックのマネジメント強化
:中古・リフォーム市場規模 20 兆円
(2010 年 10 兆円)

主な施策

①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、
対内直接投資促進、金融支援

②地域産業の競争力強化(分野別取組)

・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、
観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・
スポーツ

③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
・「プロフェッショナル人材センター」の稼働

① 地方移住の推進

・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
・「日本版 CCRC※2」の検討、普及

②地方拠点強化、地方採用・就労拡大

・企業の地方拠点強化等
・政府関係機関の地方移転
・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進

③地方大学等創生5か年戦略

①若者雇用対策の推進、正社員実現加速

②結婚・出産・子育て支援

・「子育て世代包括支援センター」の整備
・子ども・子育て支援の充実
・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援

③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)

・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等

①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援

②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)

・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
・「連携中枢都市圏」の形成
・定住自立圏の形成促進

③大都市圏における安心な暮らしの確保

④既存ストックのマネジメント強化

※1 Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013 年 6 月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約 2,000 カ所ある。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向

◎人口問題に対する基本認識 ―「人口減少時代」の到来

- ・2008年に始まった人口減少は、今後加速的に進む。人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。
- ・人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
- ・東京圏には過度に人口が集中しており、今後も人口流入が続く可能性が高い。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結び付いている。

◎今後の基本的視点

○3つの基本的視点

- ①「東京一極集中」の是正
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要。

◎目指すべき将来の方向 ―将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

○若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。

- ・国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。

○人口減少に歯止めがかかると50年後1億人程度の人口が確保される。

- ・2030～2040年頃に出生率が2.07まで回復した場合、2060年には1億人程度の人口を確保すると見込まれる。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

- ・人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は35.3%でピークに達した後は低下し始め、将来は27%程度にまで低下する。さらに高齢者が健康寿命を延ばすと、事態はより改善する。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50年後も実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

◎地方創生がもたらす日本社会の姿

<地方創生が目指す方向>

○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

- ・全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起し活用することにより、多様な地域社会を形成。

○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

- ・外部人材の取り込みや国内外の市場との積極的なつながりによって、新たな発想で取り組む。

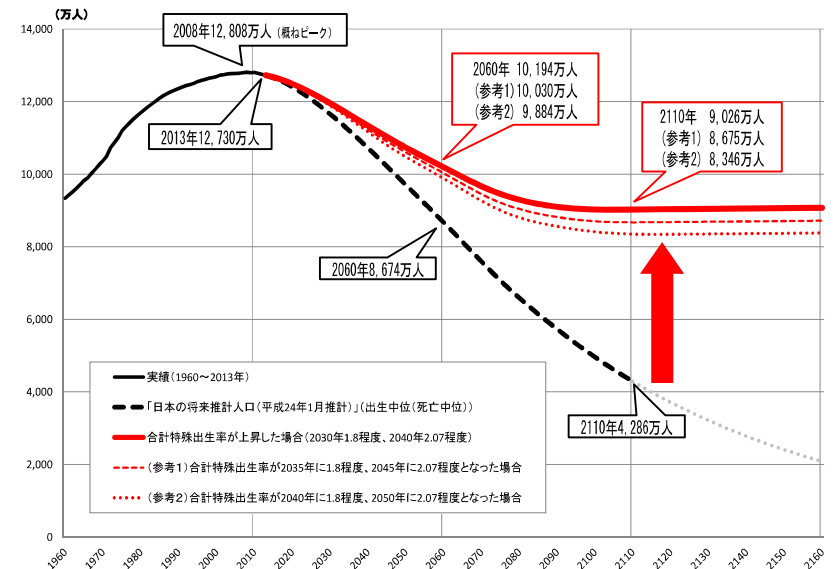
○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

―地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

図1. 我が国の人口の推移と長期的な見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。

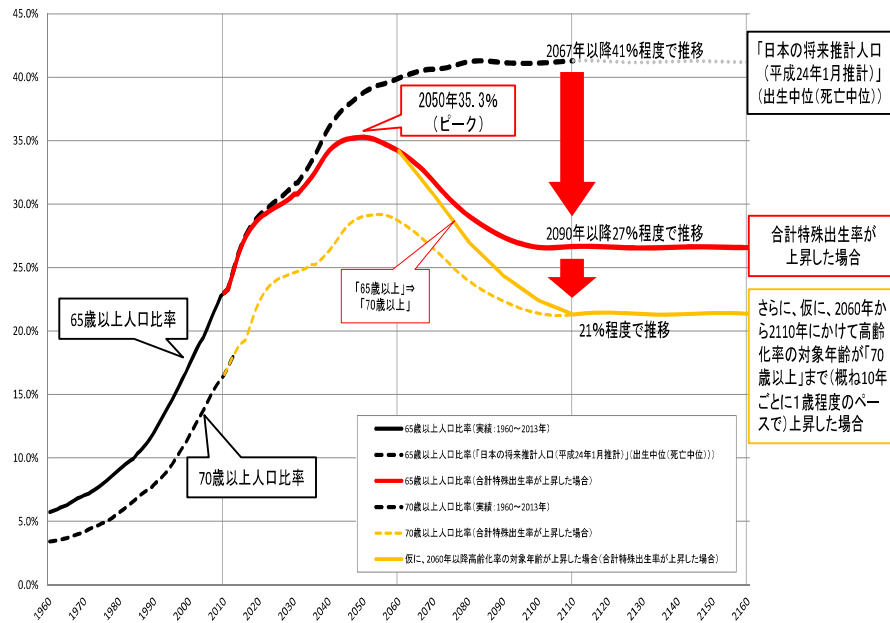


（注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

（注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

図2. 我が国の高齢化率の推移と長期的な見通し

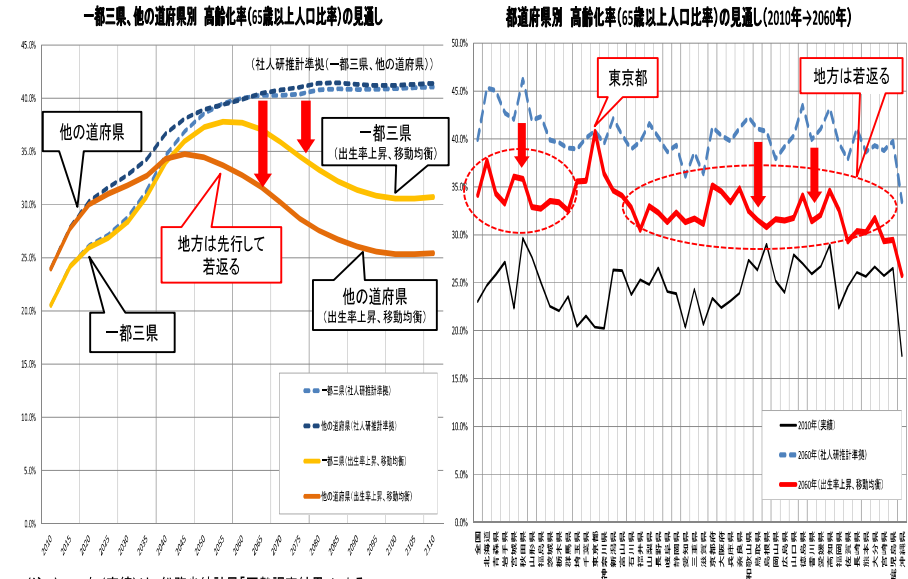
- 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））では、高齢化率（65歳以上人口比率）は、将来的に41%程度まで上昇すると見通されているが、仮に、出生率が上昇すれば、2050年の35.3%をピークに、長期的には、27%程度まで低下するものと推計される。
- さらに、将来的に健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率（70歳以上人口比率）は、概ね21%程度まで低下することとなる。



（注1）実績は、総務省統計局「国勢調査結果」「人口推計」による。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
（注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

図3. 地域別の高齢化率の長期的な見通し

- 現状のまま推移したとすれば、一都三県においても、他の道府県においても、2070～80年頃以降、高齢化率は41%程度で推移するものと推計される。
- 仮に、2040年までに、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ全国の合計特殊出生率が2.07程度まで上昇し、移動が均衡した場合には、高齢化率は、他の道府県では、2045年頃の35%程度をピークに25～26%程度まで低下、一都三県では、2055年頃の38%程度をピークに30～31%程度まで低下すると推計される。



（注1）2010年（実績）は、総務省統計局「国勢調査結果」による。
（注2）「社人研推計準拠」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の2040年までの傾向を延長して、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計したものの、性・年齢階級別人口が同研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））の値に一致するよう補正を行っている。
（注3）「出生率上昇、移動均衡」は、上記「日本の地域別将来推計人口」のデータを用いて、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ、全国の合計特殊出生率の水準が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度と上昇し、かつ、2040年までに移動が均衡した場合（純移動率がゼロとなった場合）について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである（全国の推計値で補正を行っている）。

ARCHITECT
KITANO
NEWS
Vol.3

公共交通の都市効果

レール&ミニバス街なか運行システムが成功すれば 新時代の駅・バスステーションに人が集まる!?

政府が推進するコンパクトシティは都市郊外化・スプロール化を抑制し、市域内随所にコアを再生し、歩いて暮らせる範囲を生活圏にリセットし、建幸を目指した安心安全な街づくりを推進するものです。このコンパクトシティのことをスマートウェルネスシティ※と呼んでおります。この歩いて暮らせる街づくりには、公共交通の充実が極めて大切な要素になってきます。

そこで、まずは既存の公共交通(鉄道・地域三バス)の運行方式などを新時代にふさわしい駅・バスステーションにして、レール&ミニバス運行システムを導入し、利用しやすいものに革新していくことで、公共交通の生まれ変わりを図り、地域の活性化につなげます。

この実現により、市内各駅に人の往来がはげしくなり、駅周辺での経済活動が活性化し、店や企業が集り、雇用が生まれます。企業活動が活性化すれば駅周辺の空地や店舗・ビルの地代・家賃が上昇します。公共交通が、市内の集約されたコアをつなぎ市域全体が便利になりますと、さらに人口の流入と企業進出が促進され、住宅などの各種建物の開発につながります。そんな状況下において、一方では世帯分離が活発化して、生産年齢人口の増加、生産年齢家族の定着につながり、市内経済の好循環・複合的効果によりあらゆる税収が増えることが期待できます。

将来的には、既存の交通インフラの活性化によって、地域の活性化が実現できれば、新交通システムへの転換も展望がひらけます。

※インターネットで検索してください。

平成 27 年 5 月吉日
NPO 法人
紀泉地域 2 1 総合整備協議会
会 長 北 野 勝 彦

会の概要および活動内容は『[紀泉 2 1](#)』で検索！！



八百万の神集う
千代に八千代に幸せ願う

資料11

ARCHITECT
KITANO
NEWS
Vol.1



「建築家の健幸へのすすめ」

それは歩くこと。歩いて暮らせる街を、高齢者も幼児も安心、安全、ハッピーに歩ける街を創ることである。

時代はスマートウェルネスシティの街づくり時代に入った。かつて右肩上がりの経済拡張期、市域全体に家や工場が建設され市域全体に人々は点在居住した。一方ロードサイド、近隣都市に巨大スーパーが出現し、その結果、人も商店も吸収され中心市街地は空洞化して、商店街、商店の空家化が広がった。そして中心市街地活性化法に基づく解消策がなされ、コンパクトシティ、スモールシティが提唱されたが一向に効果が上がらないで不成功に終わった。

一方で高齢化社会を迎え、医療保険制度、介護保険制度維持に伴う膨大な財政負担となっている。それを解消するには高齢者が「健幸」になって、健幸長寿社会を構築し、高齢者にハッピーになってもらう社会を創造する事である。

それには歩いて暮らせる街、歩いて心身とも元気、健幸になってもらうことにつけると国は考え至って編み出されたのがスモールウェルネスシティ構想で、各種交通手段により市域内をネットワーク化、市域全体に点在する居住地区及び市のコア、サブコアを歩いて暮らせる事を中心にした街に再生する。併せて景観整備もするといち早く取り入れた各地で一定の効果が上がってきたのである。

(詳細、参考資料参照、ネットで「スマートウェルネスシティ構想」で検索してください)



建築・まちづくりは『壇建築』で検索！！



ツイート 0

スマートウエルネスシティとは？

ホーム > スマートウエルネスシティとは？ > 健『幸』社会の実現に向けて

健『幸』社会の実現に向けて

スマートウエルネスシティとは？

健『幸』社会の実現に向けて

健康長寿社会を創造する

「ヘルスリテラシー」と「ソーシャルキャピタル」の向上がカギ

エビデンスに基づいた健『幸』づくり

自治体共用型健康クラウドとは

Smart Wellness City首長研究会
事務局

個人情報保護方針

研究会加盟自治体サイト一覧



健康で元気に過ごすことは「社会貢献」

少子高齢化・人口減社会においては、高齢になっても地域で元気に暮らせること、それ自身が「社会貢」と言えます。健康を維持することは、個人と社会の双方にとってメリット(生きがい、豊かな生活、医療費制)があります。

健康づくりで医療費抑制

成果が出せる科学的根拠に基づいたプログラムの提供により、つくばウエルネスリサーチ(以下、TWR)づくりを支援している全ての自治体・企業健保で介護予防・メタボリックシンドローム予防の効果を実証しす。それらの成果は医療費抑制にも貢献しており、例えば、新潟県見附市では、プログラム導入後3年で年間一人あたり10万円程度抑制されたという成果が出ています(左図)。

少子高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健康」であるためには、より多くの方々健康づくりをすることができるしくみづくりが重要です。

新潟県見附市における健康づくり教室継続者医療費の推移



TWR設立の経緯

筑波大学と茨城県大井町(現、鉾田市)の共同プロジェクトによる「寝たきり予防と医療費削減を可能とする健康づくりシステム」の成果を基に、研究成果を確実に現場で活用してもらいたいとの思いで、10年前、は予想だにしていなかったベンチャー設立に至りました。

地域という現場に出てみて、私たち研究者の中では常識となっている研究成果が、地域の健康づくりに活かされていないという実感を目の当たりにし、これまでの大学の研究者としてのやり方だけではいけない思ったことが、TWR設立への動機となりました。



スマートウエルネスシティとは？

ホーム > スマートウエルネスシティとは？ > エビデンスに基づいた健康『幸』づくり

エビデンスに基づいた健康『幸』づくり

スマートウエルネスシティとは？

健康『幸』社会の実現に向けて

健康長寿社会を創造する

「ヘルスリテラシー」と「ソーシャルキャピタル」の向上がカギ

エビデンスに基づいた健康『幸』づくり

自治体共用型健康クラウドとは

成果の出せる科学的根拠に基づいた健康づくり

地域住民が「健康」であるためには、生活習慣病や寝たきりの予防が必須であり、この実現には成果の科学的根拠に基づいた健康づくりが重要です。TWRでは、筑波大学における研究成果を基盤に、多数の市民に対して個別指導と継続支援を可能とする個別運動・栄養プログラム提供・管理システム（e-wellnessシステム）を構築し、効果が確認された健康づくりプログラムを提供しています。

e-wellnessシステムは、全国の自治体・企業健康などに導入されており、既に約3万人の方がプログラムを利用しています。e-wellnessを活用した取り組みは、TWRが健康づくりを支援している全ての自治体・企業健康増進・メタボリックシンドローム予防の効果を実証しています。

e-wellnessプログラムによる成果

メタボリックシンドローム該当者の割合と筋力・有酸素運動の関係を見ると、有酸素運動能力が高いほど、メタボリックシンドロームの該当者割合が低く、有酸素運動能力が低い場合は、筋力が高いほどメタボリックシンドロームの該当者割合が低いというエビデンス（根拠）があります。つまり、体力の低下はメタボリックシンドロームリスクを高めるといえます。このようなエビデンスに基づき、TWRではメタボリックシンドロームの評価指標の1つとして、「体力年齢（※）」による評価を行ってきました。その結果、TWRが提供する全ての自治体・企業健康増進において、どの年代においてもプログラム実施後の体力年齢の若返りが実証されています。

Smart Wellness City 首長研究会
事務局

スマートウェルネス

個人情報保護方針

研究会加盟自治体サイト一覧



※体力年齢とは・・・

体力を評価する方法で、体力水準を示す年齢のこと。筑波大学の研究成果を基に5項目から構成される体力テストの合計から評価。現在の暦年齢と比較することで、体力水準の理解が容易となる。

e-wellnessシステムとは

筑波大学での研究成果を基盤に多数の住民に対して個別指導と継続支援を可能とする個別運動・栄養プログラム提供・管理システム。ITを活用することで、全国どこへでもプログラムを提供できること、そして少数の住民に対して健康づくりの支援ができることが特長です。

体力評価、体組成・身体活動量の測定、ライフスタイルテストにより一日の推定摂取エネルギー量、食生活・行動タイプなどを評価し、対象者一人ひとりに合った科学的根拠に基づいた個別の健康支援プログラムをすることが可能です。

市街地集約へかじを切る法制化

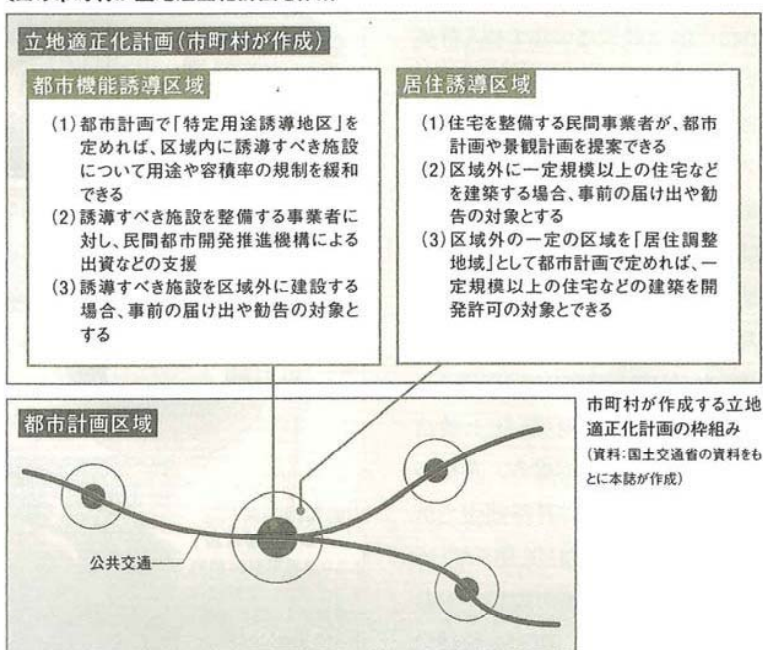
人口減少を見据え都市機能を再配置

5月21日、都市機能を集約するコンパクトシティを促す改正都市再生特別措置法が公布された。人口減少が進む地方都市や、高齢者の急増を見込む大都市で、適切な居住環境を維持することを狙う。8月中旬に施行する。市街地の拡大を前提としてきた都市計画制度が、市街地の縮小を見据えてかじを切る第一歩となる。

改正法では、市町村が都市計画区域内において「立地適正化計画」を作成する仕組みを盛り込んだ。この計画には、病院や福祉施設、商業施設など都市機能を増進する施設を集める「都市機能誘導区域」や、住宅を誘導する「居住誘導区域」を記載できる。公共交通の結節点などに都市機能を集約し、その周辺に人口を集めるイメージだ(図1)。

都市機能誘導区域では、用途や容積率の規定を緩和することで誘導対象とする施設の立地を促す。具体的には市町村が、誘導したい用途や容積率の最高限度などを規定する「特定用途誘導地区」を都市計画で定める。さらに、病院や福祉施設などの公益性の高い施設を整備しようとする民間事業者に対し、民間都市開発推進機構による出資などで後押しする。

〔図1〕市町村が立地適正化計画を作成



一方、都市機能誘導区域外では、誘導の対象となる施設を建設しようとする事業者に対して、事前の届け出を義務付けたうえ勧告の対象とすることで立地を抑制する。

空き地の管理にも配慮

居住誘導区域では、一定戸数以上の住宅を整備しようとする事業者が、都市計画や景観計画の提案をできるようにする。区域外では、一定規模以上の住宅の建築を事前の届け

出や勧告の対象とすることで、区域内への集約を促す。さらに「居住調整地域」を都市計画に定めれば、開発許可の対象にできる。

空き地対策も盛り込んだ。立地適正化計画には、誘導区域外で歯抜けになった住宅地内の空き地について管理方針を定めることができる。市町村はこの管理方針に基づいて、土地の所有者に対し、著しく環境を悪化させないように指導や助言、援助を行う。

(樋口智幸)

6 まち・交通法・・・都市再生特別措置法

背景

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

改正法の概要(平成26年5月21日公布)

●立地適正化計画(市町村)

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(**多極ネットワーク型コンパクトシティ**)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

○公的不動産・低未利用地の有効活用への支援

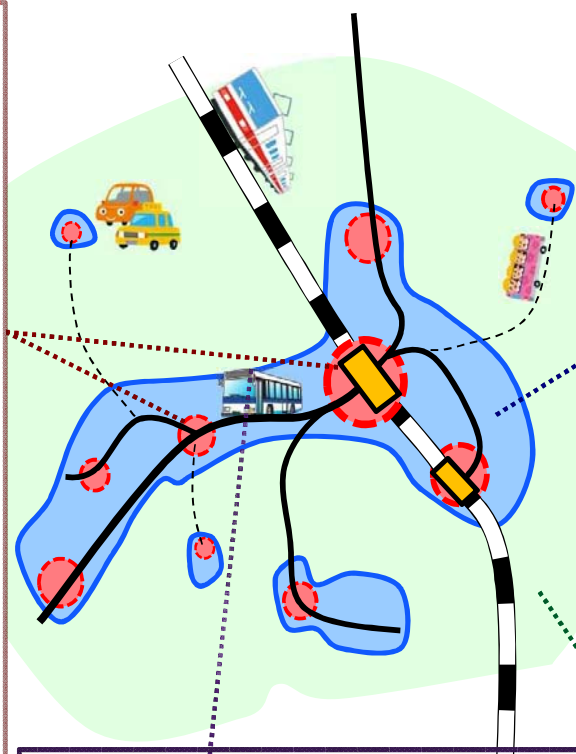
○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和も可能

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による勧告

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による勧告
- ・歩行空間の整備支援 **予算**



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度(例：低層住居専用地域への用途変更)
- ・区域外の公営住宅を除却し、公営住宅の区域外から内への建替え時の除却費の補助 **予算**

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による勧告
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・管理が不適切な跡地への市町村による勧告
- ・都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**

公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**
- ・誘導区域内外の公共交通に係る方針⇒地域公共交通網形成計画

※下線は法律に規定するもの

(参考) スマートウェルネス住宅

平成26年度予算案 340億円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、「スマートウェルネス住宅等推進事業」を創設する。

スマートウェルネス住宅等推進事業

①サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

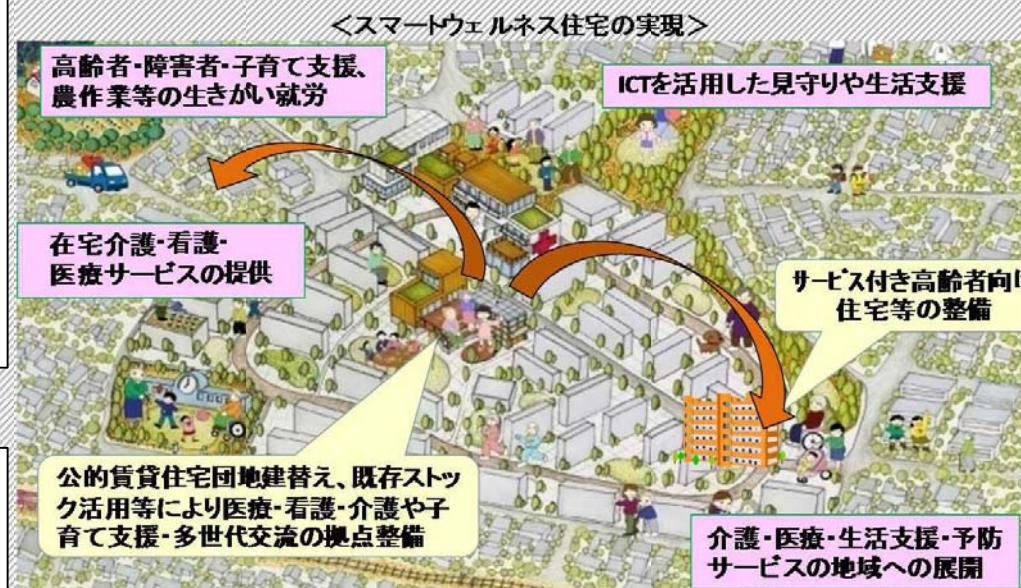
②スマートウェルネス拠点整備事業

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画(スマートウェルネス計画)に基づき、住宅団地等における併設施設※の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

※高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設

③スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

- 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。



添付資料リスト

資料 0	民営化によるレール&ミニバス街なか運行システムの調査及び 広域連携で行う意義	資料 0-1	公共交通勉強会主旨	
資料 0-2	添付資料リスト			
資料 1	まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」			省略
資料 2	高石市・泉佐野市・忠岡町・岸和田市の 5 歳年齢階級別人口の推移			省略
資料 3	レール&ミニバス街なかネットワーク 事業採算概略計算書(案)			
資料 4	レール&ミニバス街なかネットワーク 路線イメージ図			
資料 4-2	地域公共交通調査事業 調査・計画・実施(実証を含む)を行う			
資料 5	公共交通勉強会 第五回勉強会 議事録			
資料 6	公共交通勉強会 第六回勉強会 議事録			
資料 7	公共交通調査事業(計画策定事業)近畿運輸局問い合わせ			
資料 7-2	公共交通調査事業(計画策定事業)近畿地方整備局問い合わせ			
資料 8	新機軸実証運行条件	資料 8-1	今後の予定	
資料 9	公共交通勉強会の沿革			
資料 10	公共交通勉強会参加のお願い			
資料 10-2	公共交通勉強会趣意書			
資料 10-3	公共交通の都市効果 レール&ミニバス街なか運行システムが成 功すれば 新時代の駅・バスステーションに人が集まる!?			
資料 10-4	参加届書			
資料 11	「建築家の健幸へのすすめ」			
資料 12	スマートウェルネスシティとは?			
資料 13	市街地集約へかじを切る法制化			
資料 14	改正地域公共交通活性化再生法の概要			
資料 15	まち・交通法・・・都市再生特別措置法			省略
資料 15-2	スマートウェルネス住宅			省略
資料 16	人とまち、未来をつなぐネットワーク			省略
資料 17	地域の公共交通ネットワーク再構築に向けた支援			省略
資料 18	改正都市再生特別措置法等について			
資料 19	交通政策基本計画(案)について			省略

省略つき資料は下記 URL をご参照ください。

資料 1	http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/panf20150213.pdf
資料 2	http://ecitizen.jp/Population/City/27225 (高石市) http://ecitizen.jp/Population/City/27206 (泉大津市) http://ecitizen.jp/Population/City/27341 (忠岡町) http://ecitizen.jp/Population/City/27202 (岸和田市)
資料 15	http://hokuriku.mof.go.jp/content/000091655.pdf (P.46)
資料 15-2	http://hokuriku.mof.go.jp/content/000091655.pdf (P.50)
資料 16	http://www.mlit.go.jp/common/001061400.pdf
資料 17	http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/ks-10270205setsumeikai02.pdf
資料 19	http://www.mlit.go.jp/common/001069404.pdf

まち・ひと・しごと創生総合戦略(概要)

縦割り・バラマキから転換

地方版
総合戦略
15年度中の策定努力義務に

政府は、このほど、地方創生に向け、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」を取りまとめた。「長期ビジョン」では、「2060年に人口1億人維持」を目指す中長期展望を示し、「総合戦略」では、「長期ビジョン」を踏まえて、2020年までの当面5年間の国の政策パッケージを示した。国のビジョンと戦略を踏まえ、市町村を含むすべての自治体に地方版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を平成28年3月までに策定する「努力義務」が課されている。1月15日に日商幹部と意見交換した石破茂地方創生担当相は、すべての商工会議所を通じて、会員企業への周知を要請している。特集では、国の総合戦略に焦点を当てて紹介する。

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済の縮小
地方は、人口減少を地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高い。

2. 人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。

①「東京一極集中」の是正、
②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、
③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごとの創生・好循環の確立

①「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」の創生

「しごと」を呼び込む・若い世代が安心して好循環を確立すると、働ける「相応の賃金」・安定した雇用形態、やりがいのある「しごと」という「雇用の質」を取り戻す。

②「ひと」が「しごと」の創生

地方で安心して暮らせるよう、中山間地域など、地方都市、大都市圏などの各地域の特性に即して課題を解決する。

③「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」の創生

地方で安心して暮らせるよう、中山間地域など、地方都市、大都市圏などの各地域の特性に即して課題を解決する。

④「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」の創生

地方で安心して暮らせるよう、中山間地域など、地方都市、大都市圏などの各地域の特性に即して課題を解決する。

⑤「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」の創生

地方で安心して暮らせるよう、中山間地域など、地方都市、大都市圏などの各地域の特性に即して課題を解決する。

地方で安心して暮らせるよう、中山間地域など、地方都市、大都市圏などの各地域の特性に即して課題を解決する。

地方で安心して暮らせるよう、中山間地域など、地方都市、大都市圏などの各地域の特性に即して課題を解決する。

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証
従来の政策は、一定の成果を上げたが、大体的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。

①府県庁・制度ごとの縦割りで、地域特性を考慮しない
②自立性・構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人などの自立につながる。

③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」

施策、⑤「結果重視」のPDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

③国と地方の取り組み体制とPDCAの整備

④国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組み。

⑤5年戦略の策定・国と地方公共団体ともに、5年間の戦略を推進。

⑥国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組み。

⑦5年戦略の策定・国と地方公共団体ともに、5年間の戦略を推進。

⑧国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組み。

⑨5年戦略の策定・国と地方公共団体ともに、5年間の戦略を推進。

⑩国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組み。

⑪5年戦略の策定・国と地方公共団体ともに、5年間の戦略を推進。

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標(4つの基本目標)

①「基本目標①」地方における安定した雇用を創出する

②「基本目標②」地方への新しいひとの流れをつくる

③「基本目標③」地方への望ましい結婚・出産・子育ての環境を整える

④「基本目標④」地方の自立・持続的な発展を実現する

⑤「基本目標⑤」地方の経済・社会・文化の振興を図る

⑥「基本目標⑥」地方の環境・国土の保全を図る

⑦「基本目標⑦」地方の国際化を推進する

⑧「基本目標⑧」地方の防災・減災能力を高める

⑨「基本目標⑨」地方の健康・医療の向上を図る

⑩「基本目標⑩」地方の文化・芸術の振興を図る

⑪「基本目標⑪」地方のスポーツ・レクリエーションの振興を図る

⑫「基本目標⑫」地方の観光の振興を図る

⑬「基本目標⑬」地方の食料・農林漁業の振興を図る

⑭「基本目標⑭」地方のエネルギーの振興を図る

⑮「基本目標⑮」地方の防災・減災能力を高める

⑯「基本目標⑯」地方の健康・医療の向上を図る

IV. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政など

①国家戦略特区制度

②社会保障制度

③税制

④地方財政

⑤地方創生

⑥地方自治

⑦地方経済

⑧地方社会

⑨地方文化

⑩地方環境

⑪地方国土

⑫地方国際化

⑬地方防災・減災

⑭地方健康・医療

⑮地方文化・芸術

⑯地方スポーツ・レクリエーション

⑰地方観光

地方創生

①地方創生

②地方創生

③地方創生

④地方創生

⑤地方創生

⑥地方創生

⑦地方創生

⑧地方創生

⑨地方創生

⑩地方創生

⑪地方創生

⑫地方創生

⑬地方創生

⑭地方創生

⑮地方創生

⑯地方創生

⑰地方創生

政策パッケージ

「ひと」の創生と「ひと」の創生の政策パッケージ

「ひと」と「ひと」の好循環づくり

(1) 地方に「ひと」をつくり、安心して働けるようにする

- ◎地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◎地域の産官学金財が連携した総合戦略推進組織の整備
- ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備
- ◎地域産業の競争力強化(業種横断的取り組み)
- ◎対日直接投資残高を倍増(18兆円→35兆円)
- ◎2020年までの5年間の累計で若い世代の安定した雇用を約11万人創出 など
- ◎包括的創業支援
- ◎地域を担う中核企業
- ◎新事業・新産業と雇用の生み出す地域インベシジョンの推進
- ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
- ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援など
- ◎地域産業の競争力強化(分野別取組)
- ◎サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大(0.8%→2.0%)
- ◎2020年までの5年間の累計で若い世代の安定した雇用を約19万人創出 など
- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化

る地域ニーズに対応した人材育成支援
◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現
◎ICTなどの利活用による地域の活性化

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツなどによる地域活性化
- ◎分散型エネルギーの推進
- ◎地方への人材還流、地方での人材育成
- ◎2020年までの5年間の累計で東京圏から地方へ約10万人の人材を還流 など
- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校などにおける地方拠点における雇

雇用型在宅型テレワークを全労働者数の10%以上に増加 など
◎ICTの利活用による地域の活性化
◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◎地方移住の推進
- ◎年間移住あっせん件数1万1000件
- ◎「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増 など
- ◎地方移住希望者への支援体制
- ◎地方居住の本格推進
- ◎「日本版CCR」の検討
- ◎地域おこし協力隊と「田舎で働き隊」の統合拡充
- ◎企業の地方拠点強化
- ◎企業などにおける地方採用・就労の拡大
- ◎企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7500件増加
- ◎若者雇用対策の推進
- ◎「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育てのそれぞれの段階に対応

◎遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
◎ICTの利活用による地域の活性化
◎地方における自県大学進学率割合を平均36%

(4) 時代に合った地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

- ◎知の拠点としての地方大学強化プラン
- ◎地元学生定着促進プラン
- ◎地域人材育成プラン
- ◎中山間地域などへ立地適正化計画を作成する市町村数150
- ◎地域公共交通網形成計画策定総数1000件
- ◎都市のコンパクト化と周辺などの交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地などの活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定
- ◎大都市圏における安心な暮らしの確保
- ◎UR団地の福祉拠点化(大都市圏の概ね1000戸以上のUR団

◎放課後児童クラブと一放課後子供教室について、全ての小学校区(約2万カ所)で一体的にまたは連携して実施(うち1万カ所以上を一体型)

◎子ども・子育て支援の継続就業率を55%に向上

◎「まちの創生」の政策パッケージ

「ひと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化

(4) 時代に合った地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

- ◎中山間地域などへ立地適正化計画を作成する市町村数150
- ◎地域公共交通網形成計画策定総数1000件
- ◎都市のコンパクト化と周辺などの交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地などの活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定
- ◎大都市圏における安心な暮らしの確保
- ◎UR団地の福祉拠点化(大都市圏の概ね1000戸以上のUR団

◎子ども・子育て支援の継続就業率を55%に向上

◎「まちの創生」の政策パッケージ

◎「ひと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化

◎時代に合った地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

- ◎中山間地域などへ立地適正化計画を作成する市町村数150
- ◎地域公共交通網形成計画策定総数1000件
- ◎都市のコンパクト化と周辺などの交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地などの活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定
- ◎大都市圏における安心な暮らしの確保
- ◎UR団地の福祉拠点化(大都市圏の概ね1000戸以上のUR団

◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

◎インフラの戦略的な維持管理・更新などの推進

◎地域連携による経済・生活圏の形成

◎定住自立圏の協定締結など圏域数140

- ◎「連携中核都市圏」の形成
- ◎定住自立圏の形成の促進
- ◎住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- ◎消防団の団員数の維持
- ◎全都道府県のアラートの導入
- ◎消防団などの充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実
- ◎「ふるさと」の推進
- ◎ふるさとづくり推進組織の数1万団体
- ◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

政府はこのほど、平成27年度政府予算案を閣議決定した。日本商工会議所の三村明夫会頭は、「安倍政権が進める地方創生と財政健全化の両立実現に強い意欲を示す予算案となった」と評価。一方、毎年1兆円規模で増加する社会保障費については、消費税率10%への引上げ延期による税収減を踏まえ、「さらなる重点化・効率化を徹底されたい」と注文をつけている。政府は、平成26年度補正予算案と本予算案を早期に成立させ、15カ月予算として間断なく執行することを目指している。特集では、予算案のうち、中小企業・小規模関係予算案の概要を紹介する。(1面参照)

平成27年度中小企業・小規模事業者関係予算案(概要)

	27年度予算案(注1)	26年度予算額(注2)	対前年比
政府全体	1,856億円	1,853億円	+3億円
うち経済産業省分	1,111億円	1,111億円	±0億円

(注1) 政府全体の中小企業対策費は、経済産業省のほか、財務省および厚生労働省が計上。
(注2) このほか、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)に基づく平成26年度補正予算として、中小企業・小規模事業者関係3,013億円(うち、財務省計上709億円)を計上。

平成27年度中小企業・小規模関係予算案(概要)

中小対策予算は1856億円

切れ目ない執行を

1 福島・被災地の復興・復興

◆中小企業組合など共同施設など災害復興事業(グループ補助金)
【復興】400.0億円
(220.7億円)

◆被災中小企業・小規模事業者などへの再生支援【復興】30.6億円
(35.5億円)

◆被災中小企業・小規模事業者などへの資金繰り支援【復興】201.0億円<うち、財務省計上108.0億円>
(105.0億円)

業者からの相談を受け付け、相談者の状況に応じて、再生計画策定支援や「産業復興機構」調査などを支援する。ラインへの転換や市場に対する債権の買収要

中小企業などグループの復興事業計画に基づく施設復旧などを支援する。
その際、従前の施設復旧などでは、事業再開や継続、売上回復が困難な場合、これに代えて、新分野需要開拓などを見据えた新たな取り組み(新商品製造

事業者の二重債務問題のほか、震災の影響により業況が悪化している被災事業者の再生支援に対応するため、被災6県に設置された「産業復興相談センター」において、被災事

請などを実施する。

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者などに申し出ていくという実態があることから、昨年度と同様に体系的な書面調査を実施し、474人体制で万全な情報収集・取締りを実施

◆消費税軽減状況監視・検査体制強化など事業38.7億円
(46.3億円)

◆きめ細かな資金繰り支援963.5億円
<うち、財務省計上720.6億円>(950.7億円)

◆中小企業再生支援協議会事業44.8億円
の内数(44.4億円の内数)

◆中小企業取引適正化対策事業委託費5.5億円(5.7億円)

下請代金支払遅延など防止法の厳正な運用や周知徹底、また全国48カ所に設置されている下請かけこみ寺における相談体制の強化を行うとともに、官公需情報の提供を行うことで取引の適正化を図る。

◆商業・サービス競争力強化連携支援事業9.9億円(新規)

◆革新的ものづくり産業創出連携促進事業128.7億円(新規)、関連26補正1020.4億円

5 中小企業・小規模事業者のイノベーションの推進

中小企業が、「新連携」の認定を受け、①「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う、または、②産業競争力強化法に基づき連携して行う技術開発などを実施する。また、中小企業が企業や大学などの知見を活用して行う研究開発も支援する。

する。

保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業・小規模事業者の思い切った事業展開や早期の事業再生などを促進する。

模事業者などのグループが行う自立化に向け、取り組みを支援する。また、親事業者の生産拠点開拓・縮小に直面する下請中小企業・小規模事業者が行う新分野の需要開拓活動などを支援する。
※平成26年12月16日の政労使会議で確認された「経済の好循環の継続」を要請する。

2 円安による原材料・エネルギーコスト高対策や消費税軽減対策など

継続に向けた政労使の取り組みについて、きつ政労使が一致協力して、仕入価格の上昇などを踏まえた取引の適正化に総合的に取り組む。原材料エネルギーコストの適正な価格への向上など、取引の適正化について、きつ政労使が一致協力して、仕入価格の上昇などを踏まえた取引の適正化に総合的に取り組む。

3 小規模事業者支援対策の強化

◆小規模事業者対策推進事業 **46.5億円**
(18.8億円)、関連26補正252.2億円

改正小規模支援法に基づき商工会議所・商工会が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓などを支援するとともに、地域一体となつて取り組む特産品の開発や販路開拓などを支援する。

◆小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資) **40.0億円**
(40.0億円)

日本政策金融公庫が商工会議所・商工会などの経営指導などを受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で融資を行う。また、認定経営発達支援計画に基づく事業計画

面策定支援などを受けた小規模事業者に対し低利で融資を行う。

◆小規模事業者など人材支援人材育成事業 **4.5億円**(4.7億円)

次世代の経営人材を育成したい中小サビ事業業者などに対し、優れた取り組みを行う企業や成功地域へのインターンシップを組成する。また、小規模事業者を支援する経営指導員に対し、事業者に応じた伴走型支援を実施するための研修を行う。

◆小規模事業者支援パッケージ事業 **252.2億円**

商工会議所・商工会と取り組む販路開拓を支援し(小規模事業者

施する。

◆小規模事業者統合データベース事業 **2.0億円**(新規)

中小企業基盤整備機構

4 地域の中小企業・小規模事業者の活性化

◆中小企業・小規模事業者人材対策事業 **10.0億円**(新規)
関連26補正60.1億円

地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、都市部の若手人材などを発掘し、地域事業者とのマッチングを行う拠点を整備する。

◆ふるさと名物応援事業 **16.1億円**
(新規、関連26補正40.0億円)

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農工商連携により行う「ふるさと名物」などの新商品・新サービスの開発・販路開拓等を支援する。また、「ふるさと名物」などの地域の魅力を活かした海外展開を支援する。

◆企業取引情報などに基づく地域活性化事業 **2.2億円**(新規、関連26補正5.0億円)

「地域経済分析システム」(民間調査会社など)が保有するビッグデータを活用し、地域における産業構造に発展していくための

◆地域商業自立促進事業 **23.0億円**
(39.0億円)

少子高齢化や外国人への対応、創業支援など、社会構造の変化の中で商店街が中長期的に発展していくための

◆地域を支える中核企業に対する貸付制度 財政投融資 **80.0億円**
(新規)

地域の中心企業となる中堅・中小企業に対し、商工会が、新市場開拓・新事業展開、研究開発、経営改善、再編などへ取り組み、必要となる長期性資金(長期・一括返済金)を、一括返済金(長期・一括返済金)を、一括返済金として

◆中小企業連携組織対策推進事業 **7.1億円**
(5.6億円)

中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進などを図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合などへの支援を行う。

◆グローバルニッチトップ企業を目指した海外展開支援 財政投融資 **180.0億円**(135.0億円)

グローバルニッチトップを目指す中堅・中小企業に対し、商工会が海外市場に乗り出す際に必要となる長期性資金(長期・一括返済金・成功利払い)を供給する。

◆ふるさと名物応援事業 **40.0億円**

地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発、販路開拓について、商工会議所・商工会、地域金融機関、大学・専門学校などを巻き込み、地域一体となつて行う取り組みなどを支援する。

◆創業・第二創業促進補助金 **7.6億円**
(新規、関連26補正50.4億円)

地域経済の新陳代謝を図るため、新たに起業を目指す女性・若者などの創業者や、事業承継を契機に既存事業を継ぎ、新分野に挑戦する第二創業者が行う取り組みを支援する。

◆中小企業再生支援協議会事業(事業引継ぎ支援事業) **44.8億円**
(内数(44.4億円の内数))

M&Aを促進するため、後継者不在企業と中小企業などのマッチングを支援する「事業引継ぎ支援センター」を拡充する(現在16カ所、27年度147カ所)。また、後継者不在企業と起業意欲あふれる個人とのマッチングを支援する「後継者バンク」を新たに設置する。

◆地域創業促進支援委託事業 **4.4億円**
(7.5億円)

全国で「創業スクール」を開催し、創業準備の掘り起こしから、起業・創業に関する基本的知識・スキルを習得、ビジネスプラン策定までを支援する。また、大学などの起業家教育の普及や小中学校を対象にした地元起業家などの交流などの取り組みを支援する。

◆地域課題解決ビジネス普及事業 **0.6億円**
(新規)

介護、保育などの地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する中小企業・NPOなどの取り組みを支援する。

6 創業・事業承継の促進